

社会福祉法人なごみ 特別養護老人ホームなごみの郷

## 身体拘束等の適正化のための指針

(令和2年7月13日改定)

## 1. 身体拘束に対する基本的な考え方

- ① 施設長を責任者として「虐待防止・身体拘束廃止委員会」を設置し、身体拘束廃止に向けて、施設全体で一丸となって取り組みます。
- ② 身体拘束の弊害をしっかりと認識し、どうすれば廃止できるかを十分に議論し、スタッフ全員で問題意識を共有していきます。「利用者中心」の考え方にに基づき、本人や家族に対して身体拘束に対する基本的な考え方や転倒等事故の防止策や対策方針を十分説明し、理解や協力を得られるよう努めます。

### ③ 介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ・徘徊しないように、車いすやいす・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車いす・いすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ・脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

### なごみ独自の身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ・オムツ弄り防止の為、ズボンの紐を縛り、手を入れられないようにする。
- ・オムツ弄り防止の為、腹巻を着用する。
- ・オムツの上にリハビリパンツを履かせる。
- ・スピーチロック（言葉での拘束）をする。

- ④ 問題行動がある場合も、そこには何らかの原因があり、その原因を探り取り除くことが大切です。問題行動の原因は、本人の過去の生活歴にも関係しますが、通常次のようなことが想定されます。

- 1) 職員の行為や言葉かけが不適當か、またはその意味が理解出来ない場合
- 2) 自分の意思にそぐわないと感じている場合
- 3) 不安や孤独を感じている場合
- 4) 身体的な不快や苦痛を感じている場合
- 5) 身の危険を感じている場合
- 6) 何らかの意思表示をしようとしている場合

したがって、こうした原因を除去するなどの状況改善に努めることにより、問題行動は解消する方向に向かうと考えております。

- ⑤ 身体拘束の廃止を側面から支援する観点から、転倒等の事故防止対策を併せて講じる必要があります。

その第一は、転倒や転落などの事故が起きにくい環境づくりです。手すりをつける、足元に物を置かない、ベッドの高さを低くするなどの工夫によって、事故は相当程度防ぐことが可能です。

第二は、スタッフ全員で助け合える態勢づくりです。落ち着かない状態にあるなど対応が困難な場合については、施設すべてのスタッフが随時応援に入れるよう、柔軟性のある態勢を確保するよう努めます。

- ⑥ 身体拘束せざるを得ない場合についても、本当に代替する方法はないのかを真剣に検討を行います。「仕方がない」「どうしようもない」とみなされて拘束されている人はいないか、拘束されている人については「なぜ拘束されているのか」を考え、問題の検討もなく「漫然」と拘束している場合は、直ちに拘束を解除します。また、困難が伴う場合であっても、ケア方法の改善や環境の整備など創意工夫を重ね、解除を実行します。解除方法が得られない場合には、必要な情報を入手し参考にします。

介護保険指定基準上「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」は身体拘束が認められていますが、この例外規定は極めて限定的に考えるべきであり、すべての場合について身体拘束をしないケアを続けていくことが重要であると考えております。

## 2. 五つの基本的ケアを徹底する

- ① 起きる

人間は座っているとき、重力が上からかかることにより覚醒する。目が開き、耳が聞こえ、自分の周囲で起こっていることがわかるようになる。これは仰臥して天井を見ていたのではわからない。起きるのを助けることは人間らしさを追求する第一歩である。

- ② 食べる

人にとって食べることは楽しみや生きがいであり、脱水予防、感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。食べることはケアの基本である。

- ③ 排泄する

なるべくトイレで排せつしてもらうことを基本に考える。おむつを使用している人については、随時交換が重要である。おむつに排せつ物が付いたままになっていると気持ち悪く、「おむついじり」などの行為につながることになる。

- ④ 清潔にする

きちんと風呂に入ることが基本である。皮膚が不潔なことがかゆみの原因になり、そのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりすることになる。皮膚をきれいにしておけば、本人も快適になり、また、周囲も世話をしやすくなり、人間関係も良好になる。

## ⑤ 活動する

その人の状態や生活歴に合ったよい刺激を提供することが重要である。具体的には、音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、ペット、テレビなどが考えられる。言葉によるよい刺激もあれば、言葉以外の刺激もあるが、いずれにせよ、その人らしさを追求するうえで心地よい刺激が必要である。

という五つの基本的事項について、その人に合った十分なケアを徹底していきます。

## 3. 身体拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現を

このように身体拘束の廃止を実現していく取り組みは、介護保険施設等におけるケア全体の向上や生活環境の改善のきっかけになります。「身体拘束廃止」を最終ゴールとせず、身体拘束を廃上していく過程で提起された様々な課題を真摯に受け止め、よりよいケアの実現に取り組んでいきます。

## 4. 緊急時ややむを得ない場合の対応について

① 緊急時ややむを得ない場合の対応は、以下の三つの要件をすべて満たす状態であることを「虐待防止・身体拘束廃止委員会」で検討、確認し記録します。

切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

② 仮に三つの要件を満たす場合にも、以下の点に留意します。

- 1) 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、担当のスタッフ個人では行わず、施設全体としての判断が行われるように、あらかじめルールや手続きを定め、本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、5ページの『緊急やむを得ない場合の身体拘束発生時 実施手順』に従って実施致します。
- 2) 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めます。その際には、施設長や医師、その他現場の責任者から説明を行うなど、説明手続きや説明者について事前に明文化します。仮に、事前に身体拘束について施設としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明を行います。
- 3) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除します。この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応を行なっていきます。

4) 身体拘束に関する記録が義務づけられている

緊急等やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急等やむを得なかった理由を記録します。

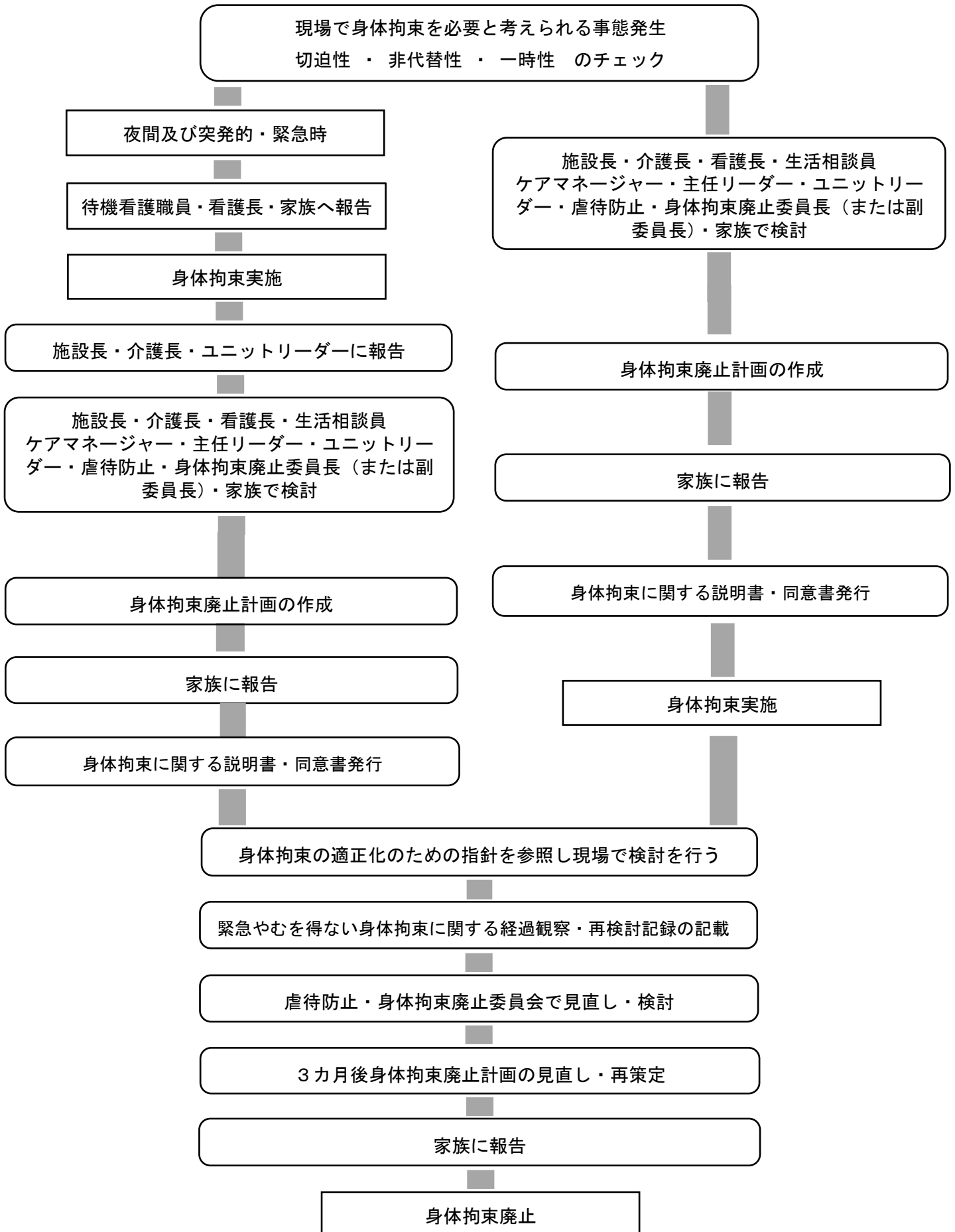
5. 身体拘束の適正化のための検討委員会の設置

- ① 特別養護老人ホームなごみの郷では、虐待防止・身体拘束廃止委員会が設置されていることから、この委員会を原則として1ヶ月に1回開催し、当施設内における身体拘束の適正化について検討していきます。
  - ② 身体拘束の適正化のための検討委員会の責任者は施設長を始めとし各専門職で構成する。また、必要に応じて精神科専門医からも意見を求め、より専門的な立場から身体拘束の適正化のための対応策の検討を行い、身体拘束の防止に努めます。
- 1) 各ユニット職員による身体拘束・虐待についての認識について確認の為、月に1度開催されているユニット会議の中で身体拘束・虐待についての検討を行う。→各ユニットの委員が委員会へ報告→各ユニットへ返答の流れで実施し、日常的ケアの見直しを図り、利用者のサービスの向上に努めます。
  - 2) 施設内の日常的ケアを見直し、利用者が人間として尊重されたケアが行われているか検討します。
  - 3) 発生した「身体拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているか確認します。
  - 4) 利用者の人権を尊重し、身体拘束を行わなくても利用者の安全を守るために、職員に対しての研修を年2回以上実施します。

6. 利用者等による当該指針の閲覧に関する方針

当該指針においては、入所者や家族からの要望があった際は、午前8時35分～午後5時30分の間で閲覧出来ます。

## 緊急やむを得ない場合の身体拘束発生時 実施手順



# 身体拘束に関する説明書・同意書

利用者名： 様

あなたの状態が下記に記した①・②・③をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法・時間において最小限の身体拘束を行います。ただし、身体拘束を解除することを目標に鋭意検討を行うことをお約束いたします。

- ① 切迫性：利用者本人又は、他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護、看護方法がない
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的である

拘束の必要な理由	
身体拘束の方法	
拘束の時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び拘束解除の予定	

上記の通り実施いたします。

年 月 日

社会福祉法人 なごみ  
特別養護老人ホーム なごみの郷  
施設長 小林 康男  
記録者：

上記の件について説明を受け、同意いたしました。

年 月 日

氏名：  
(代理人) 氏名：

印  
印

## 身体拘束に関する経過観察記録・再検討記録簿

利用者名 \_\_\_\_\_ 様

### 経過観察記録

日時	拘束の内容	理由	心身の状態等の観察	担当者

記録者 \_\_\_\_\_ 印

### 再検討記録

日時	再検討結果	参加者

記録者 \_\_\_\_\_ 印

特別養護老人ホーム なごみの郷